



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第92号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

- (1) 平成23年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正
 - ア 漁港漁場整備法の規定により、許可の取消し等の処分をし、又は行為の中止等を命ずること。（別表第2関係）
 - イ 島根県公文書等の管理に関する条例の規定に基づく公文書の管理に関すること。（別表第4関係）
 - ウ 島根県公文書等の管理に関する条例の規定により、特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させること。（別表第5関係）
 - エ 島根県公文書等の管理に関する条例の規定により、特定歴史公文書等の全部を利用させないこと。（別表第5関係）
 - オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、産業廃棄物又は特別産業廃棄物の保管又は保管に係る変更の届出を受理すること。（別表第5関係）
 - カ シカ重点捕獲委託事業の委託を決定すること及びこれに伴う契約に関すること。（別表第5関係）
 - キ 補助金等交付規則の規定により、農山漁村地域造林事業及び森林病虫害等被害緊急対策事業の補助金の交付を決定すること。（別表第5関係）
- (3) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中第26号を第30号とし、第16号から第25号までを4号ずつ繰り下げ、第15号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 上席調整監 職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する上席調整監をいう。

第2条第14号中「及び室（課に置かれる室を除く。）」を削り、同号を同条第17号とし、同条中第7号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第6号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 理事 組織規則第16条第2項に規定する理事をいう。

第2条第5号の次に次の2号を加える。

(6) 政策企画監室 組織規則第12条第1項の規定により置かれる政策企画監室をいう。

(7) 課 組織規則第12条第1項に規定する課等（政策企画監室を除く。）及び同条第2項に規定する課をいう。

第5条第2項中「管理所長」の次に「、上席調整監」を加える。

第11条第1項中「から第3項まで」を「の表地方機関の内部組織等の部の中欄及び同条第2項」に、「技術専門監」を「調整監、技術専門監及び企画幹」に改める。

第15条第1項の表部長の項中第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 上席調整監を置く課にあつては、当該上席調整監が掌理する事務については当該上席調整監

第15条第1項の表部長の項中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該事務を掌理する理事

第15条第1項の表課長の項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 上席調整監を置く課にあつては、当該上席調整監が掌理する事務については当該上席調整監

別表第1第13号局長等専決事項の欄の(1)、(2)及び(3)中「危機管理監」を「理事、危機管理監」に改める。

別表第2総務部の表人事課の項第3号部長専決事項の欄の(1)中「室」を「政策企画監室」に改め、同項第4号知事決裁事項の欄の(3)中「要請し、又は指定行政機関の長等からの職員の派遣の要請に応ずること」を「要請すること」に改め、同号部長専決事項の欄の(3)中「について」の次に「、異動種目のうち」を加え、同項第8号部長専決事項の欄の(2)中「危機管理監」を「理事、危機管理監」に改め、同表財政課の項第1号知事決裁事項の欄の(6)中「第233条第3項及び第4項」を「第233条第3項及び第5項」に改める。

別表第2地域振興部の表地域政策課の項を削る。

別表第2環境生活部の表自然環境課の項第3号部長専決事項の欄の(1)中「及び公園事業」を削り、同欄に次の1号を加える。

(2) 条例第6条の2第1項又は第3項の規定により、公園事業を決定し、又は廃止し、及び変更すること。

別表第2環境生活部の表自然環境課の項第4号部長専決事項の欄の(12)中「第28条第3項」を「条例第28条第3項」に改め、同表環境政策課の項第1号部長専決事項の欄中(9)を削り、(10)から(12)までを(9)から(11)までとし、同項第4号知事決裁事項の欄の(2)中「第14条の7第1項」を「第14条の8第1項」に改め、「生活排水対策重点地域」の次に「を」を加え、同号部長専決事項の欄の(2)中「第14条の8第5項」を「第14条の9第5項」に改め、同項第5号知事決裁事項の欄の(4)中「第4条第4項（同条第7項）」を「第4条第5項（同条第8項）」に改め、同号部長専決事項の欄の(2)中「第4条第4項（同条第7項）」を「第4条第5項（同条第8項）」に改め、同欄の(4)中「第28条第1項」を「第39条第1項」に改める。

別表第2健康福祉部の表医療政策課の項第1号知事決裁事項の欄の(3)中「第30条の3第1項又は第10項」を「第30条の4第1項又は第30条の6」に改め、同表健康推進課の項第4号部長専決事項の欄の(2)中「理事」を「組合の理事」に改める。

別表第2農林水産部の表農畜産振興課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同表食料安全推進課の項に次の1号を加える。

9 家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号)の施行に関する 事務		(1) 法第19条第2項の規定により、家畜人工授精師の免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。
--	--	---

別表第2農林水産部の表農地整備課の項第1号事務の種類欄中「海岸法」の次に「(昭和31年法律第101号)」を加え、同項第2号事務の種類欄中「地すべり等防止法」の次に「(昭和33年法律第30号)」を加え、同表森林整備課の項第1号事務の種類欄中「及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)」を削り、同号部長専決事項の欄中(14)を削り、(15)を(14)とし、(16)から(18)までを(15)から(17)までとし、(19)を削り、同表漁港漁場整備課の項第1号部長専決事項の欄に次のように加える。

(6) 法第39条の2第1項の規定により、許可の取消し等の処分をし、又は行為の中止等を命ずること。

別表第2農林水産部の表漁港漁場整備課の項第2号部長専決事項の欄の(3)を次のように改める。

(3) 条例第16条の規定により、許可の取消し等の処分をし、又は行為の中止等を命ずること。

別表第2商工労働部の表雇用政策課の項第5号知事決裁事項の欄の(1)及び(2)中「同法」を「法」に改め、同号部長専決

事項の欄の(6)中「同法」を「法」に改める。

別表第 2 土木部の表用地対策課の項第 1 号事務の種類欄中「(昭和23年政令第246号)」を削り、同項第 3 号部長専決事項の欄の(1)中「第 8 条第 4 項」を「第 8 条第 5 項」に改め、同欄の(2)中「第10条」を「第10条第 1 項又は第 2 項」に、「市町村又は土地改良区等」を「市町村等」に改め、同表河川課の項第 5 号事務の種類欄中「報償」を「表彰」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「水防功労者報償規則」を「水防功労者表彰規則」に、「第 3 条」を「第 2 条」に改め、同表都市計画課の項第 1 号部長専決事項の欄の(1)中「(3)及び」を「(2)及び(4)並びに」に改め、同項第 5 号部長専決事項の欄の(1)中「第 5 条第 2 項」を「法第 5 条第 2 項」に改め、同表建築住宅課の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第13号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 3 総務部の表人事課の項第 2 号グループリーダー等専決事項の欄の(1)中「第30条第 2 項」を「第30条第 3 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改め、同項第 5 号グループリーダー等専決事項の欄中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を削り、(6)を(4)とし、(7)から(9)までを(5)から(7)までとし、(10)を削り、同欄の(11)中「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加え、同欄中(11)を(8)とし、(12)から(15)までを(9)から(12)までとする。

別表第 3 環境生活部の表廃棄物対策課の項第 1 号グループリーダー等専決事項の欄の(1)及び(2)中「第 9 条の 3 第10項」を「第 9 条の 3 第11項」に改め、同欄の(4)中「第12条第 7 項又は第12条の 2 第 8 項」を「第12条第 9 項又は第12条の 2 第 10 項」に改め、同欄の(5)中「第12条第 8 項又は第12条の 2 第 9 項」を「第12条第10項又は第12条の 2 第11項」に改め、同欄の(11)から(13)までの規定中「第15条の 2 の 5 第 3 項」を「第15条の 2 の 6 第 3 項」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

別表第 3 健康福祉部の表薬事衛生課の項第 4 号グループリーダー等専決事項の欄の(1)中「第12条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改め、同項第 6 号事務の種類欄中「(昭和41年法律第115号)」を「及び製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)」に改め、同号グループリーダー等専決事項の欄に次のように加える。

- (3) 施行令第 3 条第 1 項の規定による名簿の訂正をすること。
- (4) 施行令第 4 条第 1 項の規定による名簿の登録の消除をすること。
- (5) 施行令第 5 条第 1 項の規定による免許証の書換え交付をすること。
- (6) 施行令第 6 条第 1 項の規定による免許証の再交付をすること。
- (7) 施行令第 8 条の規定による免許証の取消しに関する通知をすること。

別表第 4 中第25号を第26号とし、第 1 号から第24号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 島根県公文書等の管理に関する条例(平成23年島根県条例第 3 号)の規定に基づく公文書の管理に関すること。

別表第 5 支庁及び県民センターの項の次に次のように加える。

公文書センター	1 島根県公文書等の管理に関する条例の施行に関する事務	(1) 条例第17条第 1 項の規定により、特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させること。 (2) 条例第17条第 2 項の規定により、特定歴史公文書等の全部を利用させないこと。
---------	-----------------------------	---

別表第 5 保健所の項第 1 号地方機関の長専決事項の欄中(16)を(20)とし、同欄の(15)中「(16)」を「(20)」に改め、同欄中(15)を(19)とし、(12)から(14)までを(16)から(18)までとし、(11)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

- (14) 施行規則第 8 条の 2 の 6 の規定により、産業廃棄物事業場外保管廃止届出書を受理すること。
- (15) 施行規則第 8 条の 13 の 6 において読み替えて準用する施行規則第 8 条の 2 の 6 の規定により、特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書を受理すること。

別表第 5 保健所の項第 1 号地方機関の長専決事項の欄中(10)を(12)とし、(2)から(9)までを(4)から(11)までとし、同欄の(1)中「第12条の 3 第 6 項」を「第12条の 3 第 7 項」に改め、同欄中(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

- (1) 法第12条第 3 項又は第 4 項の規定により、産業廃棄物の保管又は保管に係る変更の届出を受理すること。
- (2) 法第12条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により、特別管理産業廃棄物の保管又は保管に係る変更の届出を受理すること。

別表第5保健所の項第17号地方機関の長専決事項の欄の(9)中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改め、同項第22号事務の種類欄中「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」の次に「(昭和46年厚生省令第2号)」を加え、同表心と体の相談センターの項第3号事務の種類欄中「及び身体障害者福祉法施行令」を削り、同表支庁及び農林振興センターの項中第24号を第25号とし、同項第23号地方機関の長専決事項の欄の(1)及び(2)中「第40条の8第4項」を「第40条の9第4項」に改め、同号を同項第24号とし、同項中第22号を第23号とし、同項第21号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「、森林づくり交付金事業」を「、農山漁村地域造林事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、森林づくり交付金事業」に改め、「松くい虫被害対策事業」の次に「、森林病虫害等被害緊急対策事業」を加え、同項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

20 シカ重点捕獲委託事業に関する事務	(1) シカ重点捕獲委託事業の委託を決定すること及びこれに伴う契約に関すること。
---------------------	--

別表第5家畜保健衛生所の項第1号事務の種類欄中「家畜伝染病予防法」の次に「(昭和26年法律第166号)」を加え、同表支庁及び水産事務所の項第5号事務の種類欄中「漁船法」の次に「(昭和25年法律第178号)」を加え、同項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同表支庁及び県土整備事務所の項第8号事務の種類欄中「港則法」の次に「(昭和23年法律第174号)」を加え、同表出雲空港管理事務所の項第1号事務の種類欄中「空港条例施行規則」を「島根県空港条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。